

【意見交換】

<議題1>

災害に強い地域づくりについて

(ページ)

資料1-1	災害に強い地域づくり	1
資料1-2	鳥取県被災者住宅再建支援制度の見直しについての基本的な考え方(試案)	3

<議題2>

弾道ミサイル落下時の対応等について

資料2-1	弾道ミサイル落下時の対応について	6
資料2-2	北朝鮮弾道ミサイル発射計画を受けての中国四国9県でのJアラート訓練の実施等について	8
別冊資料	鳥取県弾道ミサイル災害への初動対応マニュアル(ドラフト版)	

<議題3>

地方創生の推進について

資料3	人口減少対策について	16
-----	------------	----

災害に強い地域づくり

1 自主防災組織の強化

- 県では、市町村と連携して自主防災組織の設立や活動を支援しているが、過疎化や高齢化の進展により、防災リーダーをはじめとする自主防災組織を支える人材の不足という問題も発生しており、鳥取県中部地震の際も、平日昼間には十分な活動ができないという意見が出ていた。
- 人と人の絆が強く、地域での支え愛に自発的に取り組まれている本県の特性を生かしながら、住民主体の防災体制づくりをさらに進める必要がある。
- 県としても鳥取県中部地震を踏まえて取組の充実を図っており、市町村におかれても一層の取組をお願いしたい。

<県の主な取組>

(1) 人材育成

- ・自主防災組織に対する指導・助言を行う地域防災リーダーを育成するため、「防災士養成研修」や「スキルアップ研修」を3年間集中的に実施。

<防災士養成研修> (予算額：1, 428千円)

- 対象者 自主防災組織の役員、消防団員、県・市町村職員、一般県民等 約180名
- 場所 県中部
- 実施時期 平成30年1月
- 内容 防災に関する講義(土日の2日間)等の後に資格取得試験を行う。

<スキルアップ研修> (予算額：1, 902千円)

- 対象者 自主防災組織の役員、消防団員、防災士等の地域の防災活動において指導的役割を担っている人
- 場所 鳥取県消防学校等(3箇所)
- 実施時期 平成29年11月頃
- 内容 状況付与型の災害図上訓練、気象情報の活用、避難行動要支援者対策の講義等

(2) 自主防災組織等の活動への主な支援

- ・市町村が実施する自主防災組織に対する助成や指導を行う専門家の配置に要する経費に対し、鳥取県防災・危機管理対策交付金により財政支援(事業費の1/2)。
- ・自主防災組織をはじめ住民が主体的に取り組む防災体制づくりを支援(日野ボランティア・ネットワークから専門家を派遣)。
- ・防災研修等を開催する自主防災組織に対し、講師として鳥取県自主防災活動アドバイザー派遣。
- ・土木防災・砂防ボランティアや有識者といった土木、森林の専門的な知識をもつ者を現地に派遣し、住民と一緒に土砂災害や浸水害の危険箇所を調査。
※平成28年4月1日現在の自主防災組織の組織率は、82.0%となり、初めて全国平均(81.7%)を超えた。

2 避難行動要支援者の避難支援体制づくり

鳥取県中部地震や本年1月・2月の豪雪時に、住民相互の支え合いによる安否確認や避難支援、住民による自主的な立ち往生車両への支援など、住民主体の防災活動の重要性が改めて認識されたことから、住民主体による防災体制の強化を図る取組を支援していくため、

- ① 避難行動要支援者名簿情報の支援関係者への提供について、当該市町村の条例に特別の定めを設けること(条例の運用について個人情報保護審議会の答申を得る場合を含む)により、避難行動要支援者に関する情報を支援関係者と共有するとともに、避難行動要支援者ごとの支援計画を作成するよう、引き続き努めていただきたい。
- ② 市町村におかれては、市町村社協や自治会等と連携して、地域住民が主体となって進める「支え愛マップ」づくりの普及、これを通じた避難行動要支援者支援体制の充実をお願いしたい。
その際、「支え愛マップ」づくり等に取り組むモデル地区への補助制度やマップづくりを支援する専門人材養成研修、住民向け意識啓発研修制度を活用に努めていただきたい。

○市町村と県の協働

支え愛マップづくりについては、これまでも推進していただいているが、中部地震及び豪雪の教訓を踏まえ、一層の普及について一緒に取り組んでいただきたい。

鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例 第21条

- 2 市町村長は、前項に規定する体制を整備するため、避難行動要支援者名簿の支援関係者への提供について避難行動要支援者本人の同意を得、又は当該市町村の条例に災害対策基本法第49条の11第2項ただし書きに規定する特別の定めを設けることにより、避難行動要支援者に関する情報を支援関係者と共有するとともに、避難行動要支援者ごとに支援のための計画を作成するよう努めるものとする。
- 3 支援関係者は、地域住民が主体となって取り組む支え愛マップ(平常時の見守り及び災害時の避難支援を目的として、支援を必要とする者及びその支援者の情報並びに避難所及び避難経路を盛り込んだ地図をいう。以下同じ。)の作成を通じて、避難行動要支援者に関する情報を共有するとともに、支え愛マップを活用した防災訓練の実施に努めるものとする。

○「支え愛マップづくり」の状況【目標 600 地区：平成 31 年度末】

- ・平成 24 年度から取り組みをスタートし、454 地区が作成（全体は 2,689 地区）

○「支え愛マップづくり」を推進するための助成制度等

事業名	事業概要
災害時要支援者対策促進事業 (平成 29 年度当初予算)	○対象事業：支え愛マップの作成を通じた災害時の避難支援の仕組みづくり等 ○予算額：@50 千円×150 地区×1/2=3,750 千円
災害時要支援者対策ステップアップ事業 (平成 29 年度当初予算)	○対象事業：地域支え愛会議の運営、支え愛マップづくりで共有された要支援者の避難支援に係る課題解決に向けた共助の取組等 ○予算額：@100 千円×30 地区×1/2=1,500 千円
災害時要支援者対策モデル事業 (平成 29 年度 6 月補正予算)	○対象事業：支え愛マップ作成、避難訓練から支え愛避難所想定施設の機能整備まで一連の取組 ○予算額：@100 千円×30 地区×3/4=2,250 千円
支え愛マップ作成に係る人材育成研修 (平成 29 年度 6 月補正予算)	○対象事業：市町村社協、市町村職員等の支え愛マップ作成支援者を対象とした、マップ作成支援能力の向上を目的とした専門研修 ○予算額：1,307 千円
住民等向けの意識啓発等に係る研修 (平成 29 年度 6 月補正予算)	○対象事業：住民の共助の取組のきっかけとなるよう、マップの活用事例や、マップ作成について知っていただくための基礎研修 ○予算額：321 千円
住民主体の防災体制づくり事業 (平成 29 年度当初予算)	○対象事業：防災体制支援員の派遣等 ○予算額：2,645 千円
震災復興活動支援センター設置事業	○対象事業：震災からの復興に向けた住民活動・民間活動に対しての支援 ○予算額：13,039 千円

3 福祉避難所の設置及び施設運営体制

- 災害発生時に一般避難所での生活が困難な高齢者及び障がい者等の要配慮者を受け入れるための施設である福祉避難所に対し、受入に必要な備品等を事前配置する市町村に対する補助制度を創設した。
- 災害時に福祉避難所が迅速確実に開設されるよう、応援協定内容の点検や補助制度を活用した備品の整備など、福祉避難所の整備に引き続き取り組んでいただきたい。

○市町村と県の協働

福祉避難所については、中部地震の教訓を踏まえ、開設運営について市町村と県が一緒に取り組み、これまでも相談してきたところであり、鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例でも明記したところ。

- 鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例 第 24 条
- 3 市町村長は、必要に応じて福祉、医療等の関係者の協力を得て、避難所等に避難した高齢者、障がい者、外国人等について、その多様な特性に配慮し、生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

○福祉避難所の確保の状況

各市町村において、福祉避難所の指定に向けた取組を実施していただき、17 市町村で指定、残り 2 町も指定準備中（H29.7 現在）

○福祉避難所の施設整備

福祉避難所に予定されている協定締結等による民間施設、また公共施設について、協定内容、施設の設備等を点検し、福祉避難所としての開設、運用に必要な備品等を確認していただきたい。

県の補助事業を創設したので、ご活用いただき、積極的な整備と速やかな開設に努めていただきたい。（市は民間施設と協定を締結し、町村は公共施設を指定して確保しているところが多い。）

<福祉避難所事前配置資機材整備事業（平成 29 年度 6 月補正予算）>

- ・対象事業：福祉避難所に必要な機材等の整備に対する取組
- ・予算額：@300 千円×30 箇所×1/2=4,500 千円

○福祉避難所の開設時の運営体制整備

現在、開設運営に向け、関係機関（社会福祉士会・介護福祉士会・介護支援専門員連絡協議会等）と協議しており、また老人保健施設協会、老人福祉施設協議会とも協議を行うこととしている。

これらを踏まえて、関係機関等の連携、支援の体制についても協議を行うので、福祉避難所の早期開設及び円滑な運営についてご協力をお願いしたい。

鳥取県被災者住宅再建支援制度 の見直しについての基本的な考え方（試案）

将来の自然災害により、大きな住宅被害を受けた地域における速やかな再建・修繕の促進に備えるため、中部地震で拡充・新設した支援制度の大枠については維持することとする。

【制度の基本構成について】

- (1) 全壊・半壊世帯(損害基準判定20%以上)に対する支援は継続する。
- (2) 賃貸住宅への支援、半壊世帯の新築・購入への支援、住宅に重大な損害を及ぼすおそれのある擁壁の修繕への支援等については、中部地震で実施した方式を改善することを基本に、今後速やかに検討を行い結論を得る。
- (3) 一部破損世帯に対する支援は今後も行ふこととし、条例改正を含め今後速やかに検討を行い結論を得る。
 - ①一部破損世帯(損害基準判定10%以上20%未満)に対する支援(上限30万円)は「被災者住宅再建支援基金」による制度化を検討。
 - ②小規模住宅被害(損害基準判定10%未満)に対する支援は、中部地震で実施した方式を改善することを基本に、県と市町村の役割分担や、義援金・ふるさと納税等の活用、災害時に協議して対応する方式も含め、今後速やかに検討を行い結論を得る。
- (4) 基金積立ては平成30年度から再開することとし、その総額の設定、段階的な基金の拡充、災害時に協議して対応する方式も含め、速やかに検討を行い結論を得る。

【現行制度】鳥取県被災者住宅再建支援条例による支援の概要

自然災害により住宅に著しい被害を受けた地域において、県と市町村が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して住宅再建支援を行うことにより、被災地域の力強い復興を促進し、地域の維持と再生を図る。(国の「被災者生活再建支援制度」の支援対象となっていない部分を県制度で支援。)

- ・鳥取県被災者住宅再建支援条例：平成 13 年 7 月 6 日公布（最終改正：平成 24 年 10 月 19 日）
- ・参加市町村：全 19 市町村
- ・基金造成：平成 13 年 11 月 30 日

(1) 支援対象となる自然災害（条例第 2 条(1)）

暴風、豪雨、豪雪、高潮、地震、津波、噴火等の自然現象により生ずる災害のうち、次のいずれかに該当するものであって、知事が参加市町村に協議して指定したもの。

ただし、被災者生活再建支援制度（国の制度）の対象となるものを除く。

- | | |
|---|--|
| ア | 県内において 10 以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した自然災害 |
| イ | 1 の市町村の区域において 5 以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した自然災害 |
| ウ | 1 の集落においてその世帯数の 2 分の 1 以上で、かつ、2 以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した自然災害 |
| エ | アからウまでに掲げるもののほか、被災地域における地域社会の崩壊を招くおそれのある被害が発生した自然災害 |

※前項第 1 号アからウまでの規定を適用する場合には、2 の大規模半壊世帯又は半壊世帯をもって 1 の世帯の住宅の全壊とみなす。

(2) 支援の内容（条例第 4 条）

半壊以上の世帯を対象に、下表に示す限度額の範囲内で支給する。（単位：千円）

区 分		全 壊	大規模半壊	半 壊	支給対象経費
被災住宅に代わる住宅 の建設・購入	単数世帯	2,250	1,875		用途不問
	複数世帯	3,000	2,500	-	
被災住宅の補修	単数世帯	1,500	1,125	750	・全壊、大規模半壊は用途不問 ・半壊は、住宅補修経費
	複数世帯	2,000	1,500	1,000	

※住宅の建設・購入は、被災住宅の所在した市町村の区域内に建設・購入するものに限る。

(3) 支援金の財源内訳（条例第 4 条、第 9 条）

鳥取県被災者住宅再建支援基金(8/10) + 県費(1/10) + 被災市町村費(1/10)

(4) これまでの経過等

- ・当初積立目標額 50 億円
- ・平成 13 年度～19 年度は、毎年 2 億円ずつ拠出（県 1 億円、市町村 1 億円）
- ・平成 19 年度に国の制度（被災者生活再建支援制度）が創設されたことにより見直し
 - ・県制度の支援対象者は、国制度の対象者を除くこととした。
 - ・積立目標額を、50 億円から 20 億円に下方修正
 - ・平成 20 年度以降の拠出額を、毎年 1 億円（県 5 千万円・市町村 5 千万円）に見直し
- ・平成 24 年度に基金造成額が 20 億円に達したので、25 年度以降は運用益のみ積立
- ・中部地震による取崩し前の基金残高 2,153,367 千円

H 28 鳥取県中部地震における 住宅再建支援制度等の概要

10月21日に発生した鳥取県中部を震源とする地震によりお住まいの住宅(※)に被害を受けた方が、住宅の建設・購入、補修される場合に、次のとおり支援します。

1. 被災者住宅再建支援補助金

住宅の再建方法（建設・購入、補修）、住宅の損傷の程度や世帯人数に応じて支援します。
※次のいずれかに該当する場合は支援の対象となります。

- (1)所有者又は所有者の三親等以内の親族が居住する住宅
- (2)契約により借り主が補修することとされている賃貸住宅
- (3)長期間の借家であって借り主が補修することが慣例となっている賃貸住宅
- (4)(2)・(3)以外の小規模な賃貸住宅の所有者(事業として不動産所得を得ていない個人に限る)

※住宅の損傷の程度は、市町村が交付する「り災証明書」により確認します。

※「一部破損」は、「り災証明書」の損害基準判定(注)が10%以上20%未満の場合に限ります。

【支援額】

住宅再建の方法	世帯人数	損 傷 の 程 度				対 象 経 費
		全 壊	大規模半壊	半 壊	一部破損	
建設又は購入	2人以上	300万円	250万円	上限 100万円	—	住宅の建設、購入又は補修費 (一部破損は住宅の補修費に限る)
	1人	225万円	187万5千円	上限 75万円	—	
補 修	2人以上	200万円	150万円	上限 100万円	上限 30万円	
	1人	150万円	112万5千円	上限 75万円	上限 30万円	

※上記赤太枠囲み部分は、条例別表(6)に基づき市町村長と協議し、中部地震支援のため制度拡充した内容

2. 被災者住宅修繕支援金(義援金、ふるさと納税等を活用)

1の「被災者住宅再建支援補助金」の要件を満たさない住宅の修繕を支援します。

※住宅の損傷の程度は、市町村が交付する「り災証明書」により確認します。

※賃貸住宅は、契約又は慣例により借り主が補修することとされている場合限り対象です。

※賃貸住宅の所有者は対象外です。

損害基準判定	4%超	3%超4%以下	2%超3%以下	1%超2%以下	1%以下
支援額	5万円	4万円	3万円	2万円	1万円

3. 被災宅地擁壁等復旧事業補助金(倉吉市、三朝町の制度に対し1/2補助)

居住する住宅(住家)に重大な損害を及ぼすおそれのある範囲にある、被災した石垣や擁壁等の復旧を支援します。

【支援額】 上限100万円(対象経費の上限150万円) ※補助率2/3(県1/3、市町1/3)
※ただし、面積あたりの限度額4万円/m²

弾道ミサイルの落下時の対応について

- 1 北朝鮮による弾道ミサイル発射が相次ぎ緊迫した状況が続いており、不測の事態に対応するため、住民等への弾道ミサイル落下時の行動の周知や住民避難訓練の実施などに積極的に取り組んでいただきたい。

* 8月19日（土）に琴浦町が、国、県と共同の住民避難訓練を実施（県内初）

- 2 本県独自の弾道ミサイル落下時の対応マニュアルの作成に着手しており、国等の協力も得ながら来年（平成30年）2月の弾道ミサイル着弾を想定した国民保護訓練（国、県、鳥取市共催）で検証する。

* 7月29日の本年2回目のICBMの発射を踏まえ、8/19（土）の琴浦町の住民避難訓練（国、県、琴浦町共催）に合わせて鳥取県独自の「弾道ミサイル落下想定国民保護図上訓練」を実施し、対応マニュアル（ドラフト版）を、まず、この訓練で検証することに前倒し。

県の対応マニュアル作成と並行し、市町村の対応マニュアルについても防災対策研究会等を活用して県と市町村の協働で作成したいので、御協力をお願いしたい。

1 弾道ミサイル落下時の行動

* 国民保護ポータルサイト（内閣官房）より抜粋



弾道ミサイル落下時の行動について

弾道ミサイルは、発射からわずか10分もしないうちに到達する可能性もあります。ミサイルが日本に落下する可能性がある場合は、国からの緊急情報を瞬時に伝える「Jアラート」を活用して、防災行政無線で特別なサイレン音とともにメッセージを流すほか、緊急速報メール等により緊急情報をお知らせします。

①速やかな避難行動
②正確かつ迅速な情報収集

行政からの指示に従って、落ち着いて行動してください。



国民保護ポータルサイト
武力攻撃やテロなどから身を守るために

事前に確認しておきましょう。
http://www.kokuminhogo.go.jp/shiryou/hogo_manual.html

— ミサイル落下時には、こちらから政府の対応状況をご覧いただけます —



首相官邸
ホームページ
www.kantei.go.jp/



Twitterアカウント
首相官邸災害・危機管理情報
[@Kantei_Saigai](https://twitter.com/Kantei_Saigai)



Jアラート（例）直ちに避難。直ちに避難。直ちに頑丈な建物や地下に避難してください。ミサイルが落下する可能性があります。直ちに屋内に避難してください。

メッセージが流れたら
落ち着いて、直ちに行動してください。

屋外に
いる場合

できる限り頑丈な建物や地下に避難する。

地下：地下街や地下駅舎などの地下施設

建物が
ない場合

物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。

屋内に
いる場合

窓から離れるか、窓のない部屋に移動する。

近くにミサイル落下!

- 屋外にいる場合：口と鼻をハンカチで覆い、現場から直ちに離れ、密閉性の高い屋内または風上へ避難する。
- 屋内にいる場合：換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉する。

2 弾道ミサイル落下を想定した訓練

- (1) 訓練実施状況（予定を含む）

<国との共同訓練>

平成29年8月19日 住民避難訓練（国、県、琴浦町の共催）
平成30年2月 国民保護訓練（国、県、鳥取市の共催）

<県独自の訓練>

平成29年6月 6日 国民保護図上訓練（県開催）*実施済
8月19日 国民保護図上訓練（県開催）

- (2) 住民避難訓練の実施を検討中の市町村 *平成29年6月確認時点

米子市、倉吉市、境港市、日吉津村、南部町、伯耆町

3 弾道ミサイル落下時の対応マニュアル

(1) 対応マニュアルの想定項目

- ア ミサイル発射、着弾等の情報の収集、把握、伝達（住民への周知）
- イ 立入禁止区域の設定と広報
- ウ 被災者の救助、簡易除染、救急搬送、医療の提供
- エ 住民等の緊急避難誘導、簡易検査、救援
- オ 緊急時モニタリングの実施 など

(2) 作成スケジュール（予定）

- 平成29年7～12月 県及び市町村のマニュアルの検討・作成
 - *防災関係機関実務者との協議、国民保護訓練内容の協議・検討
 - *適宜防災対策研究会での意見交換
- 平成29年8月19日 県独自の国民保護図上訓練の実施（対応マニュアル（ドラフト版）の検証）
- 平成30年1月 県及び市町村のマニュアル（案）の概成
 - 2月 国民保護訓練の実施（マニュアル（案）の検証）
 - 2～3月 県及び市町村のマニュアル（案）の見直し・成案
 - *防災対策研究会での意見交換

4 北朝鮮による弾道ミサイル発射の状況

北朝鮮による弾道ミサイル発射が相次いでおり、平成28年は15回23発、平成29年も既に11回14発（7月28日現在）を発射しており、7月28日の深夜に発射された大陸間弾道ミサイル（ICBM）は、約45分間、高度3,700km以上飛行し、射程が1万キロ超（米本土にも到達可能）とも言われ、北朝鮮のミサイル技術は確実に高まるとともに、北朝鮮の脅威はますます高まっている。

<弾道ミサイル発射の状況>

月日 (H29)	発射数 (累計)	特記事項	参考：H28状況(累計) ※〔 〕内は発射日、発射数(丸囲み)
2.12	1 (1)		2月：1 (1) [7①]
3.6	4 (5)	EEZ内（男鹿半島西約350km）に3発落下	3月：3 (4) [10②, 18①]
3.22	1 (6)		4月：4 (8) [15①, 23①, 28②]
4.5	1 (7)		5月：1 (9) [31①]
4.16	1 (8)		6月：2 (11) [22②]
4.29	1 (9)		7月：4 (15) [9①, 19③]
5.14	1 (10)		8月：3 (18) [3②, 24①]
5.21	1 (11)		9月：3 (21) [5③]
5.29	1 (12)	新潟県佐渡島から約500km、島根県隠岐諸島から約300kmのEEZ内に落下。	10月：2 (23) [15①, 20①]
7.4	1 (13)	EEZ内（大和堆付近）に落下	
7.28	1 (14)	EEZ内（奥尻島北西約150km）に落下	

北朝鮮弾道ミサイル発射計画を受けての中国四国9県でのJアラート訓練の実施等について

- 1 「北朝鮮による弾道ミサイル発射に係る対応に関する説明会」を、内閣官房・消防庁・防衛省の共催で開催する旨8月15日に連絡がありました。
 - (1) 開催日 8月17日(木)
 - (2) 開催場所 東京都内(全国都市会館)
 - (3) 内容等
 - <午後1時～2時>
 - ・北朝鮮による弾道ミサイル発射にかかる対応について(対象:全都道府県)
 - <午後2時10分～2時40分>
 - ・Jアラートの導通訓練等に係る説明について(対象:中国四国9県)
 - (4) その他 鳥取県からは危機対策・情報課担当係長が出席予定

- 2 8月17日に説明が予定されているJアラート訓練の実施内容等について、16日に消防庁から次のとおり通知がありました。(詳細は「資料1」のとおり)
 - (1) 日時 8月18日(金)午前11時
 - (2) 訓練方法 実事案において自動起動する全ての情報伝達手段を実際に自動起動し、正常に情報伝達が行われることを確認する。
 - (3) 対象地域 中国・四国地方9県及び当該県内の全市町村
 ※鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県・徳島県・香川県・愛媛県・高知県
 ※対象地域以外では、受信確認を実施
 - (4) 情報種別 国民保護情報/即時音声合成情報
 - (5) 配信文 これは、Jアラートのテスト放送です。 ※国民保護サイレン音は鳴りません。
 これで、テスト放送を終了します。
 - (6) 結果報告 8月18日(金)午後1時まで管内市町村の結果を消防庁へ報告

- 3 上記1の国の説明会の情報共有、上記2のJアラート訓練に係る事前説明及びミサイル対応の再確認等を目的として、次のとおり市町村担当課長会議を開催します。
 - (1) 開催日 8月17日(木)午後4時～
 - (2) 開催場所 県庁及び各総合事務所(テレビ会議)
 - (3) 対象者 県危機管理局、各市町村担当課長等
 - (4) 内容
 - ・北朝鮮ミサイル発射に係る対応の徹底
 - ・国の説明会資料の説明(情報共有)
 - ・Jアラート導通訓練等に当たっての確認事項 など

- 4 8月19日に実施する琴浦町での「住民避難訓練」(国、県、琴浦町の共催)及び県独自の「弾道ミサイル落下想定国民保護訓練」の概要は、「資料2、3」のとおりです。

<参考：最近の北朝鮮に関する情勢>

- | | |
|-------|--|
| 7月28日 | 北朝鮮が2回目のICBM=大陸間弾道ミサイルを発射(EEZ内に落下) |
| 8月5日 | 国連安保理が北朝鮮に対する制裁決議を全会一致で採択(過去最大の経済制裁) |
| 9日 | 北朝鮮がグアム島周辺への包囲射撃の検討を発表 |
| 10日 | 北朝鮮が「同時に4発発射し、日本の島根県、広島県、高知県の上空を通過させ、グアム島周辺の海上に落とす」と具体的な飛行ルートを予告 |
| 12日 | 自衛隊が迎撃ミサイルPAC3を中国・四国地方の4か所に配備
4県知事(島根県・広島県・愛媛県・高知県)が安倍首相等に緊急要望を実施 |
| 15日 | 金正恩(キム・ジョンウン)朝鮮労働党委員長が「アメリカの行動をもう少し見守る」と発言 |
| 21日 | 米韓合同演習「乙支(ウルチ)フリーダムガーディアン」を開始予定(～31日) |

〔北朝鮮の記念日等〕

- | | |
|-------|---|
| 8月25日 | 先軍節(金正日(キム・ジョンイル)総書記が軍事優先の「先軍政治」を始めたとする記念日) |
| 9月9日 | 建国記念日(北朝鮮建国69年) |

(資料)

- 1 8月18日のJアラートの情報伝達訓練について(平成29年8月16日、消防庁)
- 2 8月19日の琴浦町で実施する「住民避難訓練」(国、県、琴浦町の共催)の概要
- 3 8月19日の県独自の「弾道ミサイル落下想定国民保護訓練」の概要

事 務 連 絡
平成29年8月16日

各都道府県防災・国民保護担当課 御中

消防庁国民保護室
消防庁国民保護運用室

全国瞬時警報システム（Jアラート）の情報伝達訓練の実施について

北朝鮮による弾道ミサイル発射に関しては、「北朝鮮による弾道ミサイル発射に関する対応について」（平成29年8月16日付け消防運第51号）でお伝えしたところですが、中国・四国地方の上空を弾道ミサイルが通過した際の情報伝達に万全を期すため、機器の点検等を目的とし、全国瞬時警報システム（Jアラート）の情報伝達訓練を下記のとおり実施しますので、ご対応をお願いします。

また、貴都道府県内の市区町村に対し、この旨周知をお願いします。

記

1 日時

平成29年8月18日（金）午前11時00分

2 実施団体

中国・四国地方9県（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県）及び当該県内の全市町村

なお、上記以外の都道府県及び当該都道府県内の市区町村も受信確認を実施すること。

3 訓練要領

別添参照

（連絡先）

担当：消防庁国民保護・防災部防災課国民保護室、国民保護運用室

野口補佐、長崎係長、山田事務官、佐々木事務官、新堀事務官

電話：03-5253-7551 FAX：03-5253-7543

E-mail：j-alert@ml.soumu.go.jp

Jアラートの情報伝達訓練の実施要領

1 概要

Jアラートの自動起動等による情報伝達に万全を期すため、機器の点検等を目的とし、次の要領で情報伝達訓練を実施する。なお、中国・四国地方の上空を通過することが考えられることから、内閣官房から即時音声合成方式(※)により配信する情報は、当該地方の9県(鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県)を対象地域とする。

(※) 事態に応じて作成した電文内容を送信し、受信機において音声を合成し、即座に同報無線から放送する仕組み。

現在、国民保護情報は、この方式で発信される。

2 訓練日時等

配信日時 : 平成29年8月18日(金) 午前11時00分

対象地域 : 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、
香川県、愛媛県、高知県

緊急情報種別 : 国民保護情報/即時音声合成情報

情報種別 : 通常

配信文 : 「これは、Jアラートのテストです。
これで、テストを終了します。」

<参考>同報無線から放送される内容は以下のとおり。

① 上り4音チャイム

② 「これは、Jアラートのテストです。これで、テストを終了します。」

3 実施団体及び方法

対象地域9県及び当該県内の全市町村は、特段の事情がある場合を除き、実事案において自動起動する全ての情報伝達手段を実際に自動起動し、正常に情報伝達が行われることを確認する。

また、自動起動が不可能な情報伝達手段の場合は、特段の事情がある場合を除き、手動により起動し、正常に情報伝達が行われることを確認する。

なお、情報は全国に配信されるため、対象地域9県以外の都道府県及び当該都道府県内の市区町村は、受信確認を実施する。

4 事前準備

(1) 自動起動実施団体【対象地域9県及び当該県内の全市町村】

ア 訓練の事前準備として、別紙1「Jアラート受信機の設定確認手順」に沿って防災行政無線等が自動起動する設定となっているか確認すること。

イ 必要に応じて、住民に対し広報を行うこと。

(2) 受信確認実施団体【対象地域9県以外の都道府県及び当該都道府県内の全市区町村】

配信される情報は、情報種別が『通常』（実事案の場合と同様）となるため、動作ルールの起動条件の対象地域欄に「全国」、「●●県全域（対象地域9県のいずれか）」又は「●●県内の市町村（対象地域9県のいずれか）」が含まれている場合、情報受信時に外部インターフェースが起動することとなる。同報無線自動起動機や音声出力、メール送信等の外部インターフェースの動作を希望しない場合には、設定を確認し、必要に応じて、変更すること。

5 報告要領

対象地域9県は、別紙2「訓練結果調査票」に、県内市町村の自動起動等の状況についてとりまとめ、8月18日（金）13時まで【厳守】に電子メールにより報告すること。

なお、対象地域9県以外の都道府県は、都道府県及び管内市区町村において正常に受信確認ができなかった団体がある場合に限り、報告すること（様式等は任意）。

○ 報告先 宛 先：消防庁 Jアラート担当
アドレス：j-alert@ml.soumu.go.jp

6 その他

- (1) 今回の訓練において国からの緊急速報メールの配信は行わない。
- (2) 必要に応じて、再訓練を行う可能性がある（実施する場合は別途連絡）。
- (3) 別紙2による集計結果は、団体名も含めて公表する可能性がある。

Jアラート受信機の設定確認手順

国民保護情報の“即時音声合成情報”の「通常」の動作ルールについて、「詳細」をクリックし、下記の設定例を参考に適切な設定となっているか確認する。(※記載しております動作ルール名は一例です。)



〈設定例〉

外部インタフェース 動作ルール詳細

動作ルール名: 001 国民保護情報[即時音声合成情報]

状態: **有効**

受信機種別: 国民保護情報
緊急情報種別: 即時音声合成情報
情報種別: 通常
発信対象地域: 14100 東京都千代田区

動作名: 赤点滅(レビシ)

外部インタフェース種別: 回転灯
起動遅延: 0秒
回転灯: 緊急情報通知
事前点灯: 点滅
点灯モード: 点滅
電灯色: 赤
ブザーモード: 点滅
停止設定: 停止
動作継続時間(秒): 10秒

動作名: 999 即時音声合成

外部インタフェース種別: 音声出力
起動遅延: 0秒
再生音量: 大
※ 音声データ選択: 999 即時音声合成
繰り返し回数: 1回

動作名: 同報無線自動起動機

外部インタフェース種別: 同報無線自動起動機
起動遅延: 0秒
※ 通報番号: XX

状態が“有効”であることを確認する。

設定内容が、「国民保護情報」「即時音声合成」「通常」であることを確認する。
また、受信対象地域は、受信対象とする市町村が選択されていることを確認する。

ここに表示されている動作が情報を受信して起動することになるため、この内容で良いか確認する。
左記例では、回転灯、音声出力、同報無線自動起動機が起動する。
特に、音声出力及び同報無線自動起動機の外部インタフェースを設定している場合は、下記を確認すること。

※ 音声出力の「音声データ選択」については、“999 即時音声合成”が選択されていること。

※ 同報無線自動起動機の「通報番号」については、“XX”が選択されていること。

琴浦町で実施する「弾道ミサイルを想定した住民避難訓練」 (国、県、琴浦町の共催)の概要

1 訓練日時・場所等

- (1) 日 時 8月19日(土) 午前10時～10時15分頃
- (2) 場 所 東伯郡琴浦町徳万地区
- (3) 参加者 琴浦徳万地区の住民等 約150人(予定)
 - (内訳) ・少年サッカー練習試合中の小学生児童(約30人)及び保護者(約20人)
 - ・みどり保育園の園児及び教員(約30人)
 - ・商業施設「トピア」の従業員及び買い物客(約50人)
 - ・徳万地区などの住民(約20人)

2 訓練想定

X国から弾道ミサイルが発射され、我が国に飛来する可能性があると判明

3 訓練日程(予定)

- 10:00 住民避難訓練開始
- 10:15 避難訓練終了
- 10:25 訓練講評
- 11:00 取材対応

4 主な訓練内容

(1) 防災行政無線による住民への情報伝達を実施

屋外スピーカー、戸別受信機により、琴浦町全世帯に対して

警報のサイレン音→訓練。訓練。ミサイル発射。ミサイルが発射された模様です。頑丈な建物や地下に避難して下さい。

を呼びかけ、続報としてミサイル落下場所等の情報提供を行う。

(2) 琴浦町徳万地区において、住民が屋内避難等を実施

少年サッカーの児童、みどり保育園の園児、トピアの買い物客、徳万地区の住民等が、放送を聞いて近くの頑丈な建物に避難、或いは屋内において窓から離れ低い姿勢をとるなど、訓練参加者が個々に判断して避難行動を行う。

(営業中の店舗が参加しての訓練は、全国初)

(3) 国からのエムネットによる情報伝達を活用した情報伝達訓練

国からの情報を鳥取県と琴浦町の間で共有し、被害確認や状況報告など情報伝達訓練を実施。

鳥取県における弾道ミサイルを想定した住民避難訓練について(概要) 【参考資料】



日時	平成29年8月19日(土) 10:00~10:15頃
場所	鳥取県琴浦町徳万地区
訓練想定	X国から弾道ミサイルが発射され、我が国に飛来する可能性があると判明
主要訓練項目	<ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線(屋外スピーカー・戸別受信機)による住民への情報伝達を実施 ・琴浦町徳万地区において、住民が屋内避難等を実施 ・国からのエムネットによる情報伝達を活用した情報伝達訓練を実施(県及び琴浦町) ※荒天時の計画変更あり
訓練主催者	内閣官房、消防庁、鳥取県、琴浦町
避難の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・参加者は約150名(予定) ・情報の伝達を受けた参加者が屋内避難先へ避難 ・屋内避難に間に合わない参加者が、その場で身を守る措置を行う

訓練エリア・屋内避難(鳥取県琴浦町徳万地区)



鳥取県独自の「ミサイル落下を想定した鳥取県国民保護訓練」の概要

1 実施目的

北朝鮮による弾道ミサイル発射が相次ぎ緊迫した状況が続くため、弾道ミサイル落下を想定した対応マニュアルの策定に取り組んでいるところであり、北朝鮮による弾道ミサイルが本県の琴浦町付近に落下したことを想定した県の初動対応訓練等を実施し、県、防災関係機関の対応方法や連携要領等を確認するとともに、県が独自に作成を進める対応マニュアル（ドラフト版）を検証し、不測の事態に備える。

2 実施日時・場所

〔日時〕 平成29年8月19（土） 10時～11時

〔場所〕 鳥取県災害対策本部室

3 訓練参加者（予定）

知事、副知事、統轄監、関係部局、県警察本部、消防局、自衛隊、日本赤十字

4 訓練内容（案）

（1）情報伝達訓練（10時～10時20分）

X国からミサイルが発射に伴って、本県でJアラート及び緊急速報（エリア）メールによる情報伝達が行われ、国からの通報により、本県琴浦町付近（陸域）に落下したことが判明したことを想定し、Jアラート、エムネットで伝達された情報を、職員参集メールを用いて情報伝達を実施する。

（2）鳥取県国民保護対策本部会議の開催（10時20分～11時）

被害の最小化に向けた各種対策について、各部局及び消防・警察・自衛隊等の防災関係機関が具体の対応策を対策本部会議で示し、協議の上、県の対応方針を決定する。

人口減少対策について

1 鳥取県の人口動向（平成 28 年）

- 平成 28 年の出生数は過去最低を更新、死亡者数は増加したことから、自然減が加速化
⇒ 希望出生率（1.95）を実現するための出会いの機会の創出や結婚支援、相談体制の充実（経済的負担軽減施策）等の子育て支援施策の更なる展開が必要。
- 県外からの転入は減少したが、県外への転出が減少したことにより社会減は減少するとともに、IJU ターンの受入者数は過去最高を記録（2,022 人）
⇒ 社会減解消に向け、大学新卒者をはじめとする県出身若者の積極的な U ターンの働きかけなど、より一層の戦略的な取組が必要。

(1) 自然動態の推移

●出生数が過去最少 ⑳4,436 人 ←㉑4,624 人 ▲188 人

●死亡数が増加 ⑳7,357 人 ←㉑7,271 人 +86 人

<自然動態の推移>

年次	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
自然増減	▲2,157	▲2,027	▲2,303	▲2,511	▲2,549	▲2,647	▲2,921
出生数	4,790	4,931	4,771	4,759	4,527	4,624	4,436
死亡数	6,947	6,958	7,074	7,270	7,076	7,271	7,357

<合計特殊出生率の状況>

年次	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
鳥取県：合計特殊出生率 (全国順位)	1.43 17位	1.46 13位	1.54 13位	1.58 8位	1.57 9位	1.62 7位	1.60 8位	1.65 7位	1.60 11位
全国：合計特殊出生率	1.37	1.37	1.39	1.39	1.41	1.43	1.42	1.45	1.44
出生数(人)	4,878	4,876	4,790	4,931	4,771	4,759	4,527	4,624	4,436
前年比増減		△2	△86	141	△160	△12	△232	97	△188

(2) 社会動態の推移

●県外からの転入数はやや前年を下回る ⑳10,221 人 ←㉑10,507 人 ▲286 人

➢ IJU ターンの受入者数… ⑳2,022 人 ←㉑1,952 人 +70 人

○県外への転出数が減少 ⑳11,312 人 ←㉑11,807 人 +495 人

➢ 20 代前半の転出超過数… ⑳▲818 人 ←㉑▲1,051 人 +233 人改善



転出超過が減少 ⑳▲1,091 人 ←㉑▲1,300 人 +209 人

<社会動態の推移>

年次	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
社会増減	▲1,239	▲1,283	▲1,385	▲1,686	▲1,109	▲1,300	▲1,091
県外からの転入数	10,665	10,635	10,431	10,224	10,485	10,507	10,221
県外への転出数	11,904	11,918	11,816	11,910	11,594	11,807	11,312

自然動態に係る参考資料

出生順位別の動向（出生数及びその割合）

	H23	H24	H25	H26	H27	H28
第1子	2,073 (42.0%)	2,037 (42.7%)	2,048 (43.0%)	2,036 (45.0%)	2,005 (43.4%)	1,908 (43.0%)
第2子	1,877 (38.1%)	1,744 (36.6%)	1,744 (36.6%)	1,568 (34.6%)	1,632 (35.3%)	1,564 (35.3%)
第3子以上	981 (19.9%)	990 (20.8%)	967 (20.3%)	923 (20.4%)	987 (21.3%)	964 (21.7%)
合計	4,931 (100%)	4,771 (100%)	4,759 (100%)	4,527 (100%)	4,624 (100%)	4,436 (100%)

出典：厚生労働省「人口動態統計」

婚姻件数の推移

H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
2,883	2,758	2,834	2,697	2,759	2,719	2,663	2,681	2,444

出典：鳥取県福祉保健課「鳥取県人口動態統計」

生涯未婚率の推移

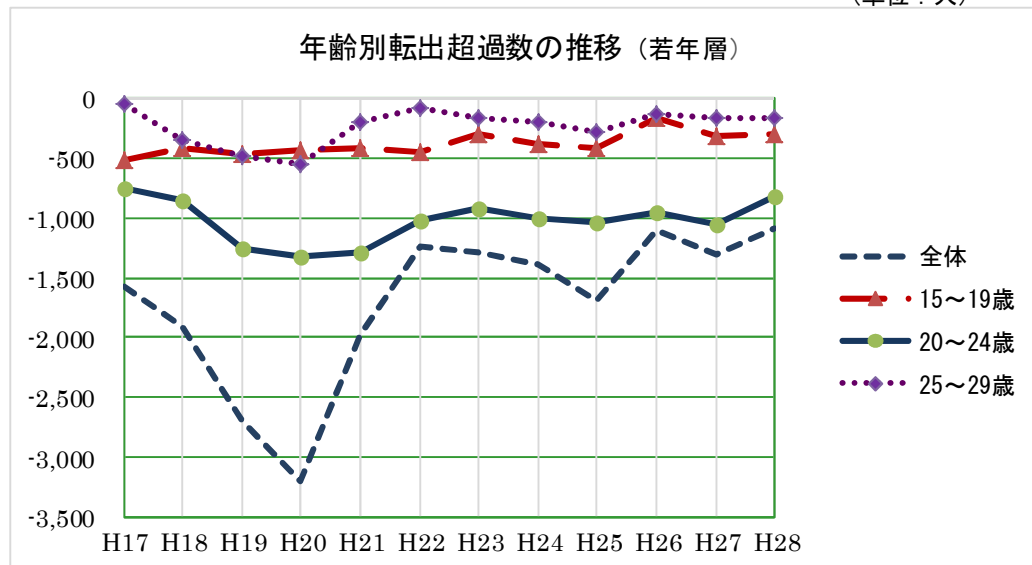
	1940	1950	1960	1970	1980	1990	2000	2005	2010	2015
男	1.21	1.18	1.10	1.12	1.72	3.70	10.78	14.75	19.39	23.90
女	0.89	0.91	1.28	2.51	3.05	3.39	4.30	5.21	8.06	12.20
(全国) 男	1.74	1.46	1.26	1.70	2.60	5.57	12.57	15.96	20.14	23.37
(全国) 女	1.47	1.35	1.87	3.33	4.45	4.33	5.82	7.25	10.61	14.06

出典：国立社会保障・人口問題研究所による算出

社会動態に係る参考資料

<若年層の転入転出の状況>

(単位：人)



年次	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
全体	▲3,202	▲1,977	▲1,239	▲1,283	▲1,385	▲1,686	▲1,109	▲1,300	▲1,091
15~19歳	▲441	▲412	▲444	▲293	▲383	▲414	▲159	▲307	▲291
20~24歳	▲1,320	▲1,290	▲1,020	▲914	▲1,002	▲1,039	▲951	▲1,051	▲818
25~29歳	▲556	▲199	▲77	▲170	▲198	▲285	▲134	▲159	▲163

出典：鳥取県統計課「県人口移動調査」

<10代・20代の人口推移>

年次	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
全体	594,915	591,150	588,667	585,475	581,870	577,642	574,022	573,441	569,579
15~19歳	31,373	30,681	27,864	28,680	28,682	28,125	27,723	26,385	27,211
20~24歳	27,226	26,850	24,777	22,875	22,140	22,163	22,833	22,602	21,592
25~29歳	31,049	29,538	30,209	29,318	27,980	26,101	24,097	25,632	24,564

出典：鳥取県統計課「鳥取県年齢別推計人口」

2 人口減少克服に向けた取組

(1) 移住・定住対策の拡充

＜市町村と共に進めたい連携内容＞

①移住者に必要な環境整備（空き家確保等）

- ・空き家の確保に向け、所有者に対して固定資産税の納税通知の際に理解促進や意識啓発を行うなどの取組を共に進めたい。

【空き家活用に向けた支援の実績（H28年度）】

空き家等の購入・修繕支援：53軒／家財道具処分支援：23軒

- ・長期間空き家であるほど改修費用が増加する傾向にあることから、将来空き家になる可能性がある物件を早期に把握する取組を連携して進めたい。
- ・中山間地域の空き家を改修し、シェアハウスとして企業等に貸し出すなど、新たな発想による移住・定住へつながる取組を連携して進めたい。

②移住・定住に必要な情報発信

- ・「とっとり移住応援メンバーズカード」協賛店舗のさらなる拡大や、市町村主体の様々な移住イベント等でのPRを通じた会員増加を連携して進めたい。

協賛店舗	会員数
約1200店舗	約850名

- ・広報誌等の活用により、県内企業で働く魅力や、奨学金返還助成などの支援制度を紹介していただきたい。
- ・SNS等による情報発信において会員へ提供できる素材提供をお願いしたい。

【SNS等登録者数】

LINE：約800名／メールマガジン：約3200名／フェイスブック：約350名

- ・同窓会や成人式などの機会に、県外に転出している若者に対し、移住定住に関する各種支援策や、充実した子育て環境などを発信したい。
- ・移住者の受け皿団体の更なる拡大に向けて、連携して取り組んでいきたい。

③若者の移住定住対策の推進

- ・とっとり暮らしワーキングホリデーを推進するため、参加者が鳥取への愛着を感じられるよう、滞在中の声かけ、イベント等へのアテンド、宿泊場所の提供、移動手段の相談等連携して取り組んでいただきたい。

【とっとり暮らしワーキングホリデーの申込状況等（59人）】※平成29年8月14日時点

内訳	人数	勤務地
実施決定	24人	東部（観光施設、製造業、飲食業、地域活動団体）、中部（地域活動団体）、西部（飲食業、宿泊観光施設、地域活動団体）等
今後実施	35人	※勤務日調整中

- ・現在、中学校においてもライフプラン教育に取り組まれていることから、授業への保護者参加の呼びかけを行っていただくとともに、授業内でのパンフレット「鳥取県で暮らしたら？」の活用・配布を検討いただきたい。
- ・併せて、市町村で行われる成人式の際のパンフレット配布も検討いただきたい。

(2) 雇用のミスマッチ解消・県内就職の強化

＜市町村と共に進めたい連携内容＞

① 就職者の増加と企業の人材確保・育成を支援する取組の強化

- ・「県立ハローワーク」の開設（7/3 米子、境港、東京、関西）により職業相談から職業紹介ま

で一貫した支援を生活相談等の支援と併せて提供するなど、就職者の増加と企業の人材確保・育成を支援する取組を実施しており、求人・求職者等の掘り起こしや市町村の広報を活用した周知等に協力をいただきたい。

【鳥取県立ハローワークの特色】

- ◆在職者に配慮した土曜日開所・夕方の時間延長、移動ハローワークの開催、東京・関西での移住相談と連携したナイター相談会開催など、求職者や求人企業の利便性を追求。
- ◆市町村や商工団体等の関係機関と連携した求職者の掘り起こし、企業に出向いての求人開拓、企業の魅力発信や働きやすい雇用環境調整の提案など、企業の人材確保を支援。
- ◆県独自の求人・求職者開拓により、正規雇用支援、若者の県内就職・産業人材の移住を促進。特に、若者・女性・シニア・就職困難者については、伴走型支援により正社員化を支援。

【平成 29 年 7 月 県立ハローワーク利用状況 (7/3～7/31)】

	米子	境港	東京	関西	計
新規求職件数	192	25	7	5	229
新規求人件数	114	70	—	—	184
紹介状発行	46	15	6	2	69
就職決定件数	17	5	—	—	22

②インターンシップの推進

- ・県内企業への関心を高め優秀な人材確保へと繋げるため、鳥取インターンシップ推進協議会を設立し、主に大学生を対象とした県内企業でのインターンシップを推進しており、共に動機付けにつながる取組を進めたい。

【インターンシップ参加状況】

	夏参加学生	春参加学生	合計	受入協力企業
H26	92人	37人	129人	67社
H27	89人	73人	162人	116社
H28	135人	113人	248人	135社

(3) 子育て支援策の充実

<市町村と共に進めたい連携内容>

①さらなる子育て環境の充実

- ・ネウボラの設置及び産後ケア等の充実による妊娠から出産、育児の不安解消への取組を促進していただきたい。

【子育て世代包括支援センター（とっとり版ネウボラ）設置状況】

設置市町村数	産前・産後支援事業	子育て支援事業	個別支給事業
17 市町村	16 市町村	16 市町村	18 市町村

※設置市町村は、今年度中設置予定の1町を含む

②えんトリーを核とした婚活支援

- ・えんトリーでは、平成 28 年 3 月 29 日にマッチング（会員のお引き合わせ）を開始以降、成婚数が 32 組（H29 年 7 月末現在）、カップル成立数 延べ 238 組となっており、一定の成果を上げている。
 - ・今年度は、えんトリーを中心として、結婚支援に係る各主体（県、市町村、企業、婚活イベント実施団体）のネットワーク化を図ることとしている。ネットワークへの参加とえんトリーの会員数増、出会いの機会の充実に向けた取組にご協力いただきたい。
- 市町村の広報、HP 等での PR を通したえんトリーの認知度の向上
- 公民館等での出前登録相談会の開催実施
- えんトリー出会いサポーター（お引き合わせやフォローアップを担うボランティア）の増加